

2005年7月16日制定

2006年5月21日改訂

## 会を栄続させるための決め事（会則）

### 1. 会の名前

現時点の構成メンバーの関心事からすると、単に「就職」とか「仕事能力の向上」に留まらず、より良い生き方、人間性の向上にあるようです。『キャリアネットワーク』と称し、略称をCnetとします。

### 2. 会がめざすもの

「自己開示による心のつながり」を拠り所に【キャリア】に関する自らの資質向上と【より良く生きる】社会作りを目指します。

ここに言う自己開示とは、「生き方に関する自らの考え方、行動、感情などについて、お互い胸襟を開いて率直に語り合うこと」をいいます。

### 3. 会としての活動方針

「Real&Webで、共がく（学・楽）、共ゆう（有・遊）、共どう（働・道）」

物理的に離れたところでメンバーが、情報や気持ちを共有化する手段としてインターネットを上手に活用したいですね。

しかし、1番大切なのは直接あってコミュニケーションすること。ですから、インターネットはあくまでも補助手段です。

あの人とまた会いたい。遊びたい、一緒に学びたい、時場を共有したい。との思いがもてる活動を企画していきましょう。

### 4. 一人ひとりが大事にしたい行動方針

「自らが主役！ Give & Share」

会が栄続していくためには、会員ひとり一人の現場からの発信が絶対必要となります。他の会員の発信情報を尊重しながらも、自らも自分の知識、体験、気持ち、感情、失敗談などを提供し、メンバーと共有化することによって、より大きな気づき、成長、充足感が得られると考えております。

### 5. 会員名簿

安心して安全に情報発信、意見交換、自己開示できる環境作りのために、次の項目からなる会員名簿（プロフィールシート）を作成し、会員全員に配布します。

- a. 氏名 b.住所 c.電話番号 d.メールアドレス e.ホームページ URL（お持ちの方）
- f.現在の仕事、勤務先等 g.略歴 h.自己PR（何でも可）など

配布された会員名簿は個人情報保護法の主旨にのっとり大切に取り扱いましょう。みだりに会員以外に提供したり、見せたり、本会運営以外の目的で使用しないでください。

## 6．総会と活動サイクル

毎年1月初めから12月末までとし、毎年、クリスマスパーティを兼ねて、総会を行います。本会則の改訂等、重要な案件がある場合は臨時総会を招集することがあります。また、2ヶ月に1回程度の頻度で例会を開催します。

## 7．運営委員会

会の活動を円滑に効果的に行うため、運営委員会を設置し、次の役割をおきます。任期は活動サイクルに合わせ、任免は総会でを行います。

### 1) 代表

会を対外的に代表するものとして、代表を1名おきます。任期は1年としますが、メンバーの同意があれば、2回まで再任可能です。(最長3年間)

### 2) 事務局

会の活動を円滑に進めるために、連絡役として事務局を1名おきます。任期は1年とします。メンバーの同意があれば、1回は再任可能です。(最長2年)

### 3) 会計

会のお金を管理する役割として、会計を1名おきます。任期は1年とします。

### 4) Web マスター

インターネットを使った情報共有化の手段としてホームページ、メーリングリストを活用するにあたり、メンテナンスができるレベルのITスキルを持った担当者としてWeb マスターを1名おきます。任期は1年とします。何度でも再任可能です。

## 8．活動計画書について

事務局は、会員のニーズを酌みながら、会がめざすものを達成するために、活動方針にそった具体的な活動計画書を運営委員会で作成し、承認をもらいます。

## 9．守るべき倫理について

キャリアカウンセリング等、対外的な活動にあたっては、別に定める「キャリアネットワーク倫理規定」を遵守し、クライアント、依頼先、社会にたいし、責任ある態度で行動します。残念ながら、倫理規定に抵触するような事実が確認された場合は、倫理委員会を開催し、必要な処置を決定します。詳しくは別に定める「倫理委員会運用規定」によります。

## 10．メンバーについて

当面、お互いの顔が覚えられ、人柄が理解しあえるような規模として、25名程度で運営していきます。また、勉強会を開催したときに出席率6割で15名程度の参加が見込める人数を適正規模と考えました。

## 11．新メンバーの入会について

適正規模の25名に人数が満たないときは、メンバーからの紹介を受けて新メンバーを入会させることがあります。新しいメンバーを紹介する場合は、会合もしくはメーリングリスト

などにより、メンバー全員に諮ってください。入会に反対の場合は、代表に対して具体的反対理由を挙げ意思表示をお願いします。代表が「反対するもやむなし」と判断した場合は、一人の反対でも入会は見送りとなります。

なお、代表は反対者から聞いた反対理由を他人に漏らすことはありません。

## 12. 退会について

次のいずれかの場合、退会となります。

- 1) 自ら退会を代表に申し出たとき。
- 2) 所定の期日までに年会費を納めなかったとき。
- 3) 倫理規定に違反し、利用資格停止の処置が決定し、本会の社会的信用を失墜させたとき。
- 4) 公序良俗に反する事柄で、法的・行政的な処罰を受けたとき。

## 13. 会費

年会費 3,000 円。

原則として、会の維持活動に使います。個別の活動については、受益者負担とし、その時々  
の参加者から別途会費を集めて運営します。

## 14. 会則の変更手続き

会則変更の提案はメンバーであれば誰でもできます。具体的な変更案を作成し、会合もしくは  
はメールで提示してください。過半数の同意があれば、会則が変更されます。

以上